

大学共同利用機関法人自然科学研究機構機構長選考・監察会議規程

平成16年5月28日

自機規程第 33 号

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号。以下「通則」という。）第9条第2項に規定する機構長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）の組織及び運営については、この規程の定めるところによる。

(審議事項)

第2条 選考・監察会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 機構長の選考に関する事。
- 二 機構長の任期に関する事。
- 三 機構長の解任に関する事。
- 四 その他機構長の選考・監察に関し必要な事項

2 選考・監察会議は、機構長の業務執行の状況について、毎年度（機構長退任の翌年度を除く）定期的に確認を行うとともに、必要に応じて機構長に助言及び提案等を行う。

(組織)

第3条 選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 大学共同利用機関法人自然科学研究機構経営協議会規程細則第2条第4項第1号及び第2号に規定する者で、経営協議会において選出された者 6人以内
- 二 大学共同利用機関法人自然科学研究機構教育研究評議会規程細則第2条第2項から第4項までに規定する者（通則第4条第2項に規定する理事を除く。）で、教育研究評議会において選出された者 6人以内（半数以上は第4項に規定する者でなければならない。）

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員の欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員の任期は、経営協議会委員又は教育研究評議会評議員としての任期を超えないものとする。

(議長)

第5条 選考・監察会議に議長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 議長は、選考・監察会議を招集し、これを主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 選考・監察会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 選考・監察会議の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。ただし、第2条第1項第3号に規定する解任の決議は、委員総数の3分の2以上とする。

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号及び第3号に規定する審議事項のため議事を開催する場合の委員の出席は、3分の2以上とする。

(委員以外の出席)

第7条 議長は、必要に応じて機構長及び通則第6条第1項第1号に規定する機関の長を出席させ、意見を聴取することができる。

(選考基準)

第8条 選考・監察会議は、機構長の選考基準を定めなければならない。

2 前項の選考基準は、選考・監察会議が別に定める。

(業務執行の状況確認)

第9条 選考・監察会議は、機構長の選考結果についても責任を負う。

2 選考・監察会議は、前項の責務を果たすため、毎年度（機構長退任の翌年度を除く）定期的に機構長の業務執行の状況について確認を行う。

(機構長の解任)

第10条 議長は、機構長の解任審査請求があった場合は、速やかに選考・監察会議を招集し、解任審査を行うものとする。

2 議長は、解任審査の結果、機構長の解任が決議された場合、速やかに文部科学大臣に申し出なければならない。

(庶務)

第11条 選考・監察会議の庶務は、事務局総務課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、選考・監察会議の運営に関し必要な事項は、選考・監察会議が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年5月28日から施行する。

2 この規程の施行日以後、最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日以後、最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則 (令和5年3月23日改正)

この規程は、令和5年3月23日から施行する。